令和6年度岐阜県インバウンド向け 世界レベルのデジタルマーケティング支援業務仕様書

1. 委託業務の目的

岐阜県では、高まるオンライン需要を捉え、外国人旅行者向け動画の制作、多言語 Web サイト「VISIT GIFU」(以下、県 Web サイト)の構築・運用、SNS を活用した情報発信など、コロナ禍においても本県のブランド力及び認知度の向上に向けて、デジタルの側面からのインバウンド誘客の取り組みを推進してきた。

足もとでは、コロナ後における本県のインバウンドは徐々に回復しているものの、全国に比べ足取りが鈍く、また、旅行者の消費額や消費単価は全国平均に遠く及ばない状況にある。

そこで、引き続きデジタルマーケティング手法を活用したデジタルプロモーションを通じ、 好奇心や探究心が強く、本物の地域固有の体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れるこ とを好み、長期滞在する傾向にある旅行者(以下、「体験志向旅行者」)をはじめとする世界の 旅行者に対して、本県の世界に誇る魅力的な観光情報を効果的・効率的に発信し、インバウン ドの早期の本格回復を目指す。

2. 委託業務名

令和6年度岐阜県インバウンド向け世界レベルのデジタルマーケティング支援業務

3. 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)

4. 委託業務の内容

受託者は、岐阜県のデジタルマーケティング推進に係る下記の業務を適宜、県と協議の上、効果的且つ適正に実施すること。

(1) 県 WEB サイトの分析、アクセス解析

4 (2)、4 (3)等を念頭に置き、県 WEB サイトへの流入増、戦略的な情報発信を図るため、Google アナリティクス等を活用した、定量的・定性的なサイト分析、アクセス解析を行うこと。

- ①アクセス解析等
 - ア. 対象サイト
 - ・県 WEB サイト「VISIT GIFU」 (https://visitgifu.com/)
 - イ. 体制の整備
 - ・十分な知識と実績のある技術者を本事業に含めること。
 - ウ. 分析項目等
 - ・Google アナリティクスの分析項目を基本とするが、県と協議の上、1の目的の達成 に寄与する分析項目の追加等に柔軟に対応すること。
 - ・分析手法は、目標に対しての達成度をみる絶対分析や、競合サイト間比較、言語別 比較、時間軸での変化を追うことで比較劣位な点を見出す相対・相関分析など、1 の目的を達成するために必要且つ効果的な分析手法を用いること。
 - ・ダッシュボード (Looker Studio) 等を活用するなどし、視覚的に分かりやすい分析・解析レポートを作成すること。
 - ・Google の仕様変更等に伴い、経年比較分析等に支障を来すことがないよう、必要に 応じて、Looker Studio への機能追加・改修、解決ツールの導入・設定を行い、活用 すること。

- ・県のインバウンド政策等を十分に理解した上で、それと整合するターゲット、当該 ターゲットに適したコンテンツ、キーワードの適正性、ページタイトル、ページ構成、テキスト、画像等について量・質両面から分析すること。
- ・分析対象ターゲットは、岐阜県の観光に興味・関心のある欧米豪・アジアを中心と する外国人旅行者とするが、好奇心や探究心が強く、本物の体験を通じて地域の伝 統・文化、自然等に触れることを好み、長期滞在する傾向にある欧米豪・アジアの 体験志向旅行者を含めること。
- ・ページごとのアクセスの多寡、増減、滞在時間の長短の要因を分析すること。
- ・今後の SEO 対策と県 Web サイトの持続的な改善のため、4 (3) も踏まえ、対策の効果(過年度に実施した言語サイト(英語版・繁体字版・フランス語版・スペイン語版・イタリア語版・韓国語版・タイ語版・インドネシア語版)を含む)を検証・分析し、必要な改善策を提案すること。

エ. 分析・解析レポート提出

- ・上記にかかる分析レポートを提出すること。
- ・レポートは図や表を用いるなど、視覚的に分かりやすいものとするとともに、解析 等に対する分かりやすい示唆、コメント等を付すこと。
- ・レポート提出時には、県に内容説明を行うこと。
- ・必要な対策等の提言を行うこと。
- ・レポートに盛り込む事項は、適宜、県と協議すること。

(2) 検索エンジン最適化 (SEO) 対策、効果測定・検証、改善等

4 (1)、県 WEB サイトの特徴、これまでのブランディングの取組み等を十分に踏まえた上で、特に、対外的に最重要言語でありながら足もとで検索順位が低下しつつある英語版、繁体字版の県 WEB サイトについて、未対策ページ及び対策済みページの強化に対応するために必要且つ効果的な SEO 対策を、適宜優先順位をつけて提案・実施すること。

あわせて、過年度に実施した英語版、繁体字版以外の言語ページについても、4 (1) 等を踏まえ、適宜、SEO対策を実施すること。詳細は県と協議の上決定すること。

ア. 具体的な作業等

○対象サイト

英語版 : https://visitgifu.com/ 繁体字版 : https://visitgifu.com/tw/ フランス語版 : https://visitgifu.com/fr/ スペイン語版 : https://visitgifu.com/es/ イタリア語版 : https://visitgifu.com/it/ 韓国語版 : https://visitgifu.com/ko/ タイ語版 : https://visitgifu.com/th/ インドネシア語版: https://visitgifu.com/id/

○内部対策・外部対策等の実施

- ・トップページ及び下層ページのタイトルタグ、ディスクリプションタグ等の最適 化を図ること(基本的には、英語版・繁体字版のブラッシュアップ・強化を念頭 に実施)。
- ・県全域への誘客促進に寄与するため、サイト内回遊促進対策を実施すること。
- ・4 (1) の分析を踏まえた最適なキーワードの選定と県 WEB サイトへの埋め込み を実施すること。
- ・コンテンツ SEO 対策を特に重視の上、実施すること。特に、以下ページ(「辞書的

ページ」と言う)について、4(1)の分析を踏まえて体験志向旅行者に訴求できる記事を複数本提案、作成し、掲載すること。また、必要に応じて、県が指定するコンテンツについても対応すること。言語は、少なくとも英語は必須とする。掲載に必要なアカウント等は県から別途付与する。

辞書的ページ:https://visitgifu.com/see-do/all/

- ・キーワードと整合の取れた WEB ページの改善について提案すること。
- ・その他、効果的な対策を提案し、県と協議し実施すること。

○効果検証及び改善策の提案

・今後の SEO 対策と県 Web サイトの持続的な改善のため、4 (3) も踏まえ、対策の効果(過年度に実施した言語サイト(英語版・繁体字版・フランス語版・スペイン語版・イタリア語版・韓国語版・タイ語版・インドネシア語版)を含む)を検証・分析し、必要な改善策を提案すること。(再掲)

イ. 体制の整備

- ・SEO をはじめとするデジタルマーケティング及び対策言語に精通したネイティブ(英語、繁体字は特に必須)である人員を本事業に含めること。
- ・十分な知識と実績のある技術者を本事業に含めること。
- ・効果的な SEO 対策を提案するとともに、それに係る必要な作業を県 WEB サイト上で 行う際等においては、県 WEB サイト保守管理事業者等関係者との協力関係を構築し、 十分に調整の上で実施すること。それらにかかる一切の費用は委託費の中に含める こと。

(3)情報発信業務

4 (1) を十分に踏まえた上で、サステイナブルツーリズム、地域固有の本物の体験への志向等アフターコロナにおける旅行トレンドや、本県が世界に誇る観光資源(関ケ原古戦場、岐阜未来遺産等)を取り入れた効果的なオンライン広告配信等を実施すること。

本情報発信業務については、総事業費の60%程度(55%から65%までの間)の費用を充当し、以下のアからケまでの業務について、提案時の社会情勢等を勘案の上、提案し、実施すること。

ただし、最終的な配信国・地域や配信期間、配信コンテンツ、配信手法等については、 国内外の社会情勢等を具に観察しながら、都度、県と協議の上、最善策を決定するものと する。そのため、提案した国・地域等でない国・地域等への配信等に際しても、柔軟に対 応すること。

ア. 広告配信対象国・地域

・広告配信対象国・地域は、欧米豪、アジア・アセアン地域等を中心に選定し、対象国・ 地域ごとに性別、年代、興味、関心等、ターゲット層を想定した上で、配信設定を行う こと。

イ. 配信時期・期間

- ・広告配信対象国・地域ごとの配信時期・期間及びその根拠を提案すること。
- ウ. 広告配信ターゲット
 - ・訪日旅行検討層、サステイナブルツーリズム(自然、伝統・文化、匠の技等)に関心の 高い層に加え、体験志向旅行者層を中心にターゲットを選定し提案すること。

工. 広告配信手法

- ・(3)ア、イを踏まえて、県 Web サイト、SNS を活用しながら最適な広告配信手法、配信媒体を選定し提案すること。
- ・基本的な広告手法は以下のとおりとする。

- ① 動画広告
- ② バナー広告
- ③ リスティング広告(検索連動型広告)
- ④ SNS 広告
- ・これらに限らず、コト消費、体験につなげるための、効果的且つ最善と判断される広告配信手法について、適宜、理由とともに提案し実施すること。

オ. 目標 KPI の設定

- ・広告配信手法ごと、広告配信対象国・地域ごとの目標 KPI (視聴回数、クリック数等) を設定し提案すること。
- ・設定にあたっては、当該 KPI を設定した根拠及び、当該 KPI に係る目標数値、当該標数値を設定するにあたっての広告単価等含めた根拠、費用をあわせて明示すること。
- ・なお、目標 KPI を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指し事業を 継続すること。

カ. バナー・テキストの作成等

・動画広告において使用する動画は、県公式 You Tube「Go Gifu」に掲載の動画を想定しており、県が別途指定、提供する。

<参考> https://www.youtube.com/channel/UCrrWcgUNXEoYka-Gu7Kt8IA

- ・バナー広告、SNS 広告においては、ターゲットに訴求でき、且つ、県として発信したい コンテンツに係るバナーを5種類以上作成すること。
- ・リスティング広告に係るキーワードの選定等にあたっては、SEO対策との整合、相乗効果を図ること。
- キ. ランディングページ(以下、「LP」という。)
 - ・LP の選定は、1の目的や、インバウンドの回復状況、広告の内容、広告配信国・地域 の嗜好、旅行トレンドに適しているかどうか等を考慮して提案すること。
- ク. 効果測定・分析及び報告等
 - ・広告の配信状況(地域・年齢・性別・表示回数等)及び効果(視聴回数、サイト回遊率等)を分析・検証し、報告すること。あわせて、問題点を洗い出し、改善策(ターゲティング手法、広告配信手法等)を提案すること。分析等事項は適宜、県に協議すること。

ケ. その他留意事項

- ・使用言語は対象地域の言語とすること。
- ・近隣県や類似観光地を検索しているユーザーへのターゲティング等、より効果的な広告配信手法を提案すること。
- ・岐阜県 MCC (マイクライアントセンター) のリマーケティングリスト、Meta ビジネス スーツのリスト及び類似ユーザーリストを利用可能な範囲で活用すること。
- ・動画広告において、本県のブランド棄損になり得るような不適切な配信先に流れることを防ぐツール等の活用を提案すること。

(4) デジタルマーケティング施策の運用に対するアドバイザー業務

上記4 (1) から4 (3) までを踏まえ、デジタルマーケティングに関して十分な知識を有し、且つ、過去に自治体等においてアドバイザー業務等の経験を有する者が、足もとの経済・社会動向等を踏まえ、また、県にとって有益なアドバイス等を行うこと。

ア. 今後有益となる SEO 対策の可能性・効果等に係るアドバイス

(サイテーション、Web サイトの構造化データ、Google ビジネスプロフィールとの連携 等)

イ. 今後の県のインバウンド施策に係るデジタル・リアル両面からの有益なアドバイス

- ・生成 AI の普及に応じた WEB サイトのあり方に関するアドバイス
- ・県全域への誘客に関するアドバイス
- ・体験志向旅行者への訴求方法に関するアドバイス
- ファン・リピーター層への訴求に関するアドバイス
- ・新たな訴求コンテンツ、市場開拓に関するアドバイス
- ・Google の Cookie 規制や 1st Party Cookie 等に係るアドバイス
- ・新しいデジタルマーケティング手法に関する情報提供 等
- ウ. 令和6年度以降に実施する県インバウンド事業に対するアドバイス
 - ・オンライン、オフライン事業に係るマーケティング、デジタルの視点からのアドバイス (仕様書等)
 - ・オンライン事業の受託事業者へのアドバイス(広告設定、配信、アクセス解析レポートの確認・分析及び広告運用の改善策や事業最適化等についての提案・助言相談対応)
 - ・オフライン事業、オンライン事業への来訪者 (ユーザー) に関するデータ収集と分析・ 活用等に関するアドバイス 等
- エ. Google の仕様変更や各国の法規制などデジタルマーケティングを取り巻く社会的動 向、新たな技術への対応に関するアドバイス
- オ. 分析結果、データの活用に関するアドバイス
 - ・追加・削除・改善等すべきコンテンツに関するアドバイス
 - ・プロモーションで訴求すべきコンテンツ、分野、ペルソナ等に関するアドバイス等
- カ. 県WEBサイトの保守管理事業者へのサイト運用・改善に係るサポート 等
- キ. 分析・計測ツール等の設定及びそれに係る運用方法に関するアドバイス
 - ・Google タグマネージャー、Google アナリティクス、オンライン広告、Google マイクライアントセンター (MCC)、Meta ビジネススーツ 等
- ク. 効果検証に関するアドバイス
 - ・PDCA サイクルの最適化やまわし方、KPI 設定 等
- ケ. 県 WEB サイト及び SNS 等運営に関するアドバイス 等
- コ. その他、県が求めるアドバイス

(5) 定例ミーティング等

- r. 上記4(1)から4(4)の実施にあたり、毎月1回以上ミーティングを行うこと。
- イ.ミーティング会場は、原則、岐阜県庁とするが、岐阜県庁での開催が難しい場合は、 オンライン上での開催も可とする。
- ウ. 1回あたりの時間は、2時間程度とすること。なお、内容に応じて、時間を調整する ことも可とする。
- エ. ミーティングの運営に必要な係る資料・資材・環境設定等は受託者が用意すること。

(6) 留意事項

- ア. 本事業は、インバウンド向けのデジタルマーケティングに精通した者が実施すること。 また、本事業を指揮する業務実施責任者を配置することとし、同責任者はやむを得な い場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しないこと。
- イ. 本事業はデジタルマーケティングを実施する職員のスキル向上と組織として効果的な デジタルマーケティング手法の導入・運用を目的とするものである点を十分に留意し、 事業を進めること。
- ウ. 県 WEB サイトの特徴を十分に理解し、県公式 YouTube 及び県公式 Facebook 等と連動した PRにより、相乗効果を図ること。

◇県 WEB サイト「VISIT GIFU」

(https://visitgifu.com)

◇県公式 YouTube「Go Gifu」

(https://www.youtube.com/channel/UCrrWcgUNXEoYka-Gu7Kt8IA)

◇県公式 Facebook

「Go Gifu」<英語>

(https://www.facebook.com/Go-Gifu-165137586854382/)

「กิฟ Gifu」 <タイ語>

(https://www.facebook.com/gifu.th/)

「Go Gifu Indonesia」 <インドネシア語>

(https://www.facebook.com/people/Go-GIFU-Indonesia/100057094884514/)

◇県公式 Instagram「Go Gifu」

(https://www.instagram.com/gogifu_japan/)

- エ. 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体費と管理運用費は分けて見積も ること。
- オ. (別紙1) 「岐阜県デジタルプロモーション実施時における留意事項」を理解した上で業務を実施すること。

5. 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、令和7年3月31日までに以下の(1)及び(2)の書類を提出すること。

- (1) 事業報告書
 - 実施内容
 - ・広告配信に係る分析データ等
 - 事業の総括
 - ・その他報告において必要な事項等
- (2)委託業務完了届

6. 支払条件等

- (1) 受託者は、前条の規定による業務完了届を提出し、県の検査に合格した後、所定の手続きに従って契約金額の支払いを県に請求するものとする。
- (2) 県は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
- (3) 受託者は、契約金額の2分の1以内の前払金の支払いを県に請求することができる。県は、受託者から前払金の請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金を支払うものとする。

7. 著作権等に関する事項

別記1「著作権等取扱特記事項」による。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはでき

ない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、その一部 を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、別記2「個人情報取扱特記事項」のとおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、 又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を 行うことができる。

(6) 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

9. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消 しができる。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業 務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が 困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議 が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる ものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

10. 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、県や関係者と十分に協議するとともに、進捗状況について、随時報告すること。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利 (以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は乙に帰属する。
 - 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 乙は、甲に対し、成果物が著作物に該当する場合には、甲が次に掲げる方法で、成果物を利用する ことを許諾する。
 - 甲のデジタルマーケティング施策のため、職員及び関係者へ配布すること。
 - 二 電子データを編集し、改訂すること。
 - 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
 - 一 乙の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
 - 3 甲は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に乙(前項に該当する場合にあって は、前項各号に掲げる者を含む。)に許諾を得るものとする。
 - 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 甲は、成果物を利用するにあたって、著作者が指定するとおり著作者の表示をするものとする。
 - 2 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変(表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。)しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物の 本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
 - 4 甲は、成果物が著作物に該当する場合において、第2項に定める改変以外の改変を行う場合には、 あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 乙は、甲に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証 するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入ったDVD(編集可能な保存形式及びPDF形式)2枚を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注 者に移転する。
- (注) 「甲」は岐阜県、「乙」は受託者を指す。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(以下「事務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が 遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員(派 遣労働者を含む。)に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外 から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、 この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、 又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失 及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、 甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所 から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用 させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に 破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等 を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。 (再委託の禁止)

- 第11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下 同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、 あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委 託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責 任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。) は原則として認めない。ただし、 やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとす る場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対し て個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に 準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容に かかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

- 第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、 前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知 し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等 に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

- 第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。
- (注) 「甲」は岐阜県、「乙」は受託者を指す。

岐阜県デジタルプロモーション実施時における留意事項

岐阜県観光誘客推進課

岐阜県及び受託者で協議の上、以下の業務を行うこと。

1 Google Analytics のアカウント管理に関すること

- (1) 本事業用に導入した Google Analytics 上に、本事業における目標設定を行うこと。また、 その結果を分析の上、改善策を最終レポートに必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時は、岐阜県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントは、事業完了後、一切の権利を岐阜県に譲渡すること。

2 岐阜県 Google タグマネージャーの管理に関すること

- (1) 本事業に関連する WEB サイトに、各種計測、リターゲティング等に関するタグを導入する際は、岐阜県が別途指定する「岐阜県 Google タグマネージャー」により、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、「岐阜県 Google タグマネージャー」の使用にあたり、岐阜県の承認を得た上で タグ及びトリガーの設定を行うとともに、タグの発火テストを実施し、その結果を岐阜県 に報告すること。
- (3) 「岐阜県 Google タグマネージャー」で設定したものについては、事業完了後、一切の権利を岐阜県に譲渡すること。

3 適正なデジタルプロモーションの実施に関すること

- (1)透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体費と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 本事業用 Google Analytics による効果測定を行うため、岐阜県が別途示すルールに 基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、データの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連する WEB サイトには、岐阜県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、「岐阜県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

4 Google 広告の利用に関すること

- (1) Google 広告運用を行う際は、岐阜県の公式 MCC (マイクライアントセンター) 及び本事業用 Google Analytics とリンクさせること。
- (2) Google 広告アカウント及び本事業用 Google Analytics それぞれにおいて、効果的と考えられるリマーケティングリストを設定し、岐阜県の公式 MCC と共有させること。
- (3) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、その調査項目等について岐阜県と協議の上、調査を実施すること。

5 SNS 広告の利用に関すること

- (1) 岐阜県公式 SNS のビジネスマネージャーや岐阜県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクさせること。
- (2) SNS 広告を展開する場合は、岐阜県に対し、アナリストの権限を付与すること。
- (3) WEB サイト訪問者に対する SNS のリマーケティングの設定を行うこと。

6 動画制作・動画広告の実施に関すること

- (1)岐阜県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報(動画視聴者リマーケティングリスト等)を蓄積すること
- (2) YouTube を利用する場合は、作成した動画は岐阜県の公式 YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。